別記第一号様式（第一条関係）

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書様式（選挙人名簿登載申請書）

受付月日	月　　日

（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書

申請者　住所（事業場の所在地）

（代表者）氏名　　㊞

（市町村）選挙管理委員会　御中

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第一条の規定により平成　年　月　日現在による漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載を下記のとおり申請する。

番号	氏名（法人の名称）	生年月日	漁業の種類	漁業日数			特別資格の有無	選挙権の判定
				漁業者としての漁業日数	漁業従事者としての日数	合計		
1		年　月　日						#
2		年　月　日						#
3		年　月　日						#
4		年　月　日						#
5		年　月　日						#
6		年　月　日						#

－（裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。）－

（裏　面）

記　載　注　意

この申請書に基づいて海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に登載漏れになりますと、たとえ選挙権はあつても投票することができませんから下記の１．の何れかの一つに該当される方は必ず定められた期間内に申請して下さい。

１．選挙権を有する者の範囲

(ｲ)　漁業法第86条第１項・・・海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（農林水産大臣が指定した市町村を含む。）内に住所又は事業場を有するものであつて一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）

(ﾛ)　漁業法第86条第２項・・・知事の権限によつて上記該当者の範囲を拡張せられたもの

(ﾊ)　漁業法第86条第３項・・・海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又はその役員に就任後上記(ｲ)(ﾛ)に該当しなくなつたため選挙権を失つたもの（この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

２．申請の現在日　　平成何年何月何日

３．申請の期間　　平成何年何月何日から平成何年何月何日まで

４．申請書の提出の場所　　何市(区)(町)(村)選挙管理委員会又はその指定の場所

５．記入上の注意事項

(ｲ)　世帯を別にするもの又は法人はそれぞれ別の用紙を用いること。

(ﾛ)　「漁業者」とは漁業を営むものをいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事するものをいう。

(ﾊ)　上記１．の(ﾊ)に該当する者は、特別資格の欄に○印を付すること。

６．＃印のところは記入しないこと。

７．以上の外記載についてわからないことがあれば選挙管理委員会に問い合わせて下さい。